

訪問看護 重要事項説明書

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

医療保険・精神科訪問看護

対象地域

周南市・防府市・下松市・光市

介護保険の地域単価は、4市とも当事業所所在地の周南市・7級地（1単位 10.21円）を適用します。

事業所	訪問看護ステーション あかり
事業所番号（介護／医療）	介護 3561590203 ／ 医療 1590203
運営法人	合同会社 Re.Life
所在地	〒745-0801 山口県周南市大字久米 3015 番地の 1
電話・FAX	0834-34-1348（FAX 兼用）
管理者	松田 まいか

01 運営法人・事業所の概要

ご契約前に、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護および医療保険による訪問看護について、事業所の体制、サービス内容、利用料金、相談窓口などの重要事項をご説明します。

1. 運営法人

法人名称	合同会社 Re.Life
代表者	代表社員 飯田 理沙
法人所在地	〒745-0801 山口県周南市大字久米 3015 番地の 1
法人番号	2250003003964
電話・FAX	0834-34-1348 (FAX 兼用)

2. 事業所

事業所名称	訪問看護ステーション あかり
管理者	松田 まいか (看護師・常勤)
事業所所在地	〒745-0801 山口県周南市大字久米 3015 番地の 1
電話・FAX	0834-34-1348 (FAX 兼用)
連絡用携帯	090-1827-2183
メール	houkan.akari.yamaguchi@gmail.com
事業開始日	2026 年 8 月 1 日
サービス種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・医療保険による訪問看護
事業所番号 (介護/医療)	介護 3561590203 / 医療 1590203

02 人員体制・営業時間・実施地域

1. 職員体制

職種	配置・役割
管理者	常勤の看護師 1 名。事業所全体の管理、相談対応、提供体制の調整を行います。
看護職員	看護師 3 名（管理者 1 名を含む）、准看護師 1 名。常勤・非常勤を組み合わせ、指定基準および勤務表に基づいて配置します。
理学療法士等	配置・提供できる体制が整った場合に限り、理学療法士等による訪問を行います。

2. 営業時間・サービス提供時間

区分	曜日・時間	対応
営業・通常訪問	月曜日-金曜日 8:30-17:30	計画に基づく訪問看護
土日祝・営業時間外	通常営業は休業	契約・届出に応じた緊急連絡、必要時の緊急訪問
緊急連絡	24 時間対応体制	主治医・家族等と連携し、状態に応じて対応

3. 通常の事業実施地域

周南市・防府市・下松市・光市

訪問可否は、事業所からの移動時間、病状、緊急時の安全な到着体制および職員配置を踏まえて個別に調整します。市内のすべての地域で受入れを保証するものではありません。

4. 運営方針

- ・主治医の指示と訪問看護計画に基づき、利用者の意思・生活・尊厳を大切にした支援を行います。
- ・ご家族、主治医、ケアマネジャー、相談支援専門員等と連携し、住み慣れた場所での療養を支えます。
- ・心身の状態を継続して確認し、安全・感染対策・緊急時対応の質の向上に取り組みます。

03 提供するサービスの内容

病状や暮らしの状況を確認し、主治医の訪問看護指示書およびご本人・ご家族と共有した訪問看護計画の範囲内で、必要な療養上の支援を行います。

支援の区分	主な内容
健康状態の確認	体温・血圧・脈拍・呼吸・酸素飽和度の確認、症状の観察、悪化の予防。
療養生活の支援	清潔・食事・排泄・睡眠・服薬の支援、生活リズムの調整、ご家族への助言。
医療処置・管理	創傷・褥瘡の処置、点滴、注射、ストーマ、胃ろう、尿道カテーテル等の管理。
医療機器の管理	在宅酸素、人工呼吸器、吸引機器等について、主治医の指示に沿った確認と支援。
精神科訪問看護	精神症状の観察、服薬管理、再発予防、対人関係・日常生活の支援、ご家族への助言。
認知症への支援	本人の不安や困りごとの把握、生活環境の調整、ご家族の介護負担に関する相談。
終末期・看取り	苦痛の緩和、希望の確認、ご本人・ご家族の意思決定支援、主治医との連携。
看護師によるリハビリ	移動・起き上がり等の生活動作の練習、転倒予防、身体機能低下の予防。
退院・地域連携	退院時の情報共有、ケアマネジャー・医療機関・薬局・地域資源との連絡調整。

精神科訪問看護について

精神科訪問看護を行う場合は、精神科を担当する主治医による精神科訪問看護指示書と、担当職員が所定の要件を満たすことが必要です。自立支援医療等の利用は、受給資格・指定状況・自己負担上限を確認します。

04 介護保険の料金と 4 市の地域単価

介護保険の訪問看護費は、国が定める単位数に事業所所在地の地域単価を乗じて算定します。地域区分は利用者の住所ではなく、訪問看護ステーションの所在地で判断します。

利用者のお住まい	あかりに適用する地域区分	訪問看護の 1 単位
周南市	周南市所在・7 級地	10.21 円
防府市	周南市所在・7 級地	10.21 円

利用者のお住まい	あかりに適用する地域区分	訪問看護の1単位
下松市	周南市所在・7級地	10.21 円
光市	周南市所在・7級地	10.21 円
4市とも同一料金です 防府市・下松市・光市自体は山口県の区分上「その他」ですが、周南市にある「あかり」が訪問する場合は、いずれの市でも当事業所の周南市・7級地（1単位 10.21 円）を適用します。		

利用者負担の考え方

- ・介護保険負担割合証に記載された割合に応じ、原則として費用の1割、2割または3割が自己負担です。
- ・公費負担、支給限度基準額超過、保険料滞納等がある場合は、負担額が変わることがあります。
- ・次ページ以降の金額は、1単位 10.21 円で計算した1回・1月ごとの目安です。実際の請求は月単位で合算し、法定の端数処理を行います。
- ・加算は、届出・契約・本人同意・算定要件をすべて満たした場合だけ算定します。

05 介護保険の基本料金 - 看護師

1. 要介護1-5：指定訪問看護

サービス・所要時間	単位	全額	1割	2割	3割
20分未満	314	3,205 円	321 円	641 円	962 円
20分以上 30分未満	471	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円
30分以上 60分未満	823	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円
60分以上 90分未満	1,128	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円

2. 要支援1・2：介護予防訪問看護

サービス・所要時間	単位	全額	1割	2割	3割
20分未満	303	3,093 円	310 円	619 円	928 円
20分以上 30分未満	451	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円
30分以上 60分未満	794	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円
60分以上 90分未満	1,090	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円

料金例：要介護・30分以上 60分未満

823 単位×10.21 円＝8,402 円（総費用の目安）。1割負担 841 円、2割負担 1,681 円、3割負担 2,521 円です。周南・防府・下松・光のいずれにお住まいでも同一です。

算定に関する注意

- ・20分未満の訪問は、所定の提供体制や、週1回以上の20分以上の訪問など、必要な算定要件を満たす場合に限ります。
- ・訪問時間は実際の滞在時間だけでなく、主治医の指示と訪問看護計画に定めた標準的な所要時間で判断します。

06 介護保険の基本料金 - 准看護師・リハビリ

1. 准看護師による訪問 - 要介護

サービス・所要時間	単位	全額	1 割	2 割	3 割
20 分未満	283	2,889 円	289 円	578 円	867 円
20 分以上 30 分未満	424	4,329 円	433 円	866 円	1,299 円
30 分以上 60 分未満	741	7,565 円	757 円	1,513 円	2,270 円
60 分以上 90 分未満	1,015	10,363 円	1,037 円	2,073 円	3,109 円

2. 准看護師による訪問 - 要支援

サービス・所要時間	単位	全額	1 割	2 割	3 割
20 分未満	273	2,787 円	279 円	558 円	837 円
20 分以上 30 分未満	406	4,145 円	415 円	829 円	1,244 円
30 分以上 60 分未満	715	7,300 円	730 円	1,460 円	2,190 円
60 分以上 90 分未満	981	10,016 円	1,002 円	2,004 円	3,005 円

3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

サービス・所要時間	単位・算定	全額	1 割	2 割	3 割
要介護・1 回 20 分	294	3,001 円	301 円	601 円	901 円
要支援・1 回 20 分	284	2,899 円	290 円	580 円	870 円
要介護・1 日 3 回目以降	所定単位 ×90%	上記基本料金に適用（負担額も同様に再計算）			
要支援・1 日 3 回目以降	所定単位 ×50%	上記基本料金に適用（負担額も同様に再計算）			
事業所要件に該当	1 回につき －8 単位	上記基本料金に適用（負担額も同様に再計算）			
要支援・利用開始月から 12 月超	－5 単位 (上記－8 単位はさ らに－15 単位)	上記基本料金に適用（負担額も同様に再計算）			

リハ職による訪問看護の算定上の取扱い（2026 年）

- ・PT・OT・ST の訪問は、看護業務の一環として主治医の指示と訪問看護計画に基づき、1 回 20 分以上、原則週 6 回まで算定します。
- ・同一敷地内建物等または同一建物で月 20 人以上に提供する場合は所定単位の 90%、同一敷地内建物等で 50 人以上の場合は 85%

サービス・所要時間	単位・算定	全額	1割	2割	3割
です。 ・－8単位は、前年度のリハ職訪問回数が看護職員を上回る場合、または緊急時・特別管理・看護体制強化加算をいずれも算定していない場合に適用します。 ・実際の受入れ、配置、加算・減算および提供回数は、利用者の状態、ケアプラン、届出状況等により決定します。 理学療法士等の料金は、将来、対象職種を適切に配置してサービス提供できる場合の参考です。現時点での受入れ・職員配置・提供可否は契約時にご確認ください。看護師が行う生活動作の支援は看護師の訪問看護費で算定します。					

07 介護保険の主な加算 - 体制・管理

加算項目	単位	金額	1割	2割	3割	該当
緊急時訪問看護加算(I)・月	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	
緊急時訪問看護加算(II)・月	574	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円	
特別管理加算(I)・月	500	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円	
特別管理加算(II)・月	250	2,552 円	256 円	511 円	766 円	
専門管理加算・月	250	2,552 円	256 円	511 円	766 円	
看護体制強化加算(I)・月	550	5,615 円	562 円	1,123 円	1,685 円	
看護体制強化加算(II)・月	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円	
予防・看護体制強化加算・月	100	1,021 円	103 円	205 円	307 円	
口腔連携強化加算・月	50	510 円	51 円	102 円	153 円	
サービス提供体制強化(I)・回	6	61 円	7 円	13 円	19 円	
サービス提供体制強化(II)・回	3	30 円	3 円	6 円	9 円	

- ・緊急時訪問看護加算：ご本人の同意を得て、24 時間連絡でき、必要時に緊急訪問できる体制を評価するものです。（I）・（II）は届出区分に応じて、いずれか一方を算定します。
- ・特別管理加算：留置カテーテル、在宅酸素、人工呼吸器、疼痛など、状態に応じた計画的な管理を評価します。対象状態により（I）または（II）を算定します。
- ・看護体制強化・専門管理・サービス提供体制・口腔連携等の加算は、当事業所が要件を満たし、必要な届出を行った場合に限りです。

07 介護保険加算の内容・対象（1/1）

加算ごとの内容・対象・算定の目安です。実際の算定は、届出、利用者の同意、主治医の指示その他の必要な要件を満たす場合に限りです。

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
緊急時訪問看護加算(I)	利用者の同意のもとで、昼夜を問わず連絡を受け、必要時に緊急訪問できる体制を整えています。	600 単位/月	
緊急時訪問看護加算(II)	24 時間の相談受付と、病状に応じた緊急訪問に対応する体制です。	574 単位/月	

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
特別管理加算(I)	気管カニューレ、留置カテーテルなど、重症度が高く継続的な観察や特別な管理を必要とする方。	500 単位/月	
特別管理加算(II)	在宅酸素療法、人工呼吸器、経管栄養、導尿、ストーマなど、定められた医療的管理を必要とする方。	250 単位/月	
専門管理加算	特定行為研修などの所定の研修を受けた看護師が、専門的な知識を用いて状態の評価や看護職員への助言を行う場合です。	250 単位/月	
看護体制強化加算(I)	緊急対応、特別管理、看取りなどの受入実績が一定水準に達し、所定の人員・運営基準を満たして届出をしている事業所の体制を評価します。	550 単位/月	
看護体制強化加算(II)	緊急対応や医療的管理が必要な利用者の受入れ、看取りの実績等について区分（II）の基準を満たした事業所が算定します。	200 単位/月	
予防・看護体制強化加算	介護予防訪問看護について、緊急対応や特別管理が必要な利用者の受入実績等が定められた基準を満たす場合です。	100 単位/月	
口腔連携強化加算	看護職員が口の中の状態を確認し、必要に応じて歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供して、歯科受診・口腔管理につなげる場合です。	50 単位/月	
サービス提供体制強化(I)	勤続年数などの基準を満たした看護職員を所定割合以上配置し、継続的で質の高い訪問看護の提供体制を届け出ている場合です。	6 単位/回	
サービス提供体制強化(II)	経験を積んだ看護職員の配置について区分（II）の基準を満たし、必要な届出をした事業所が訪問の都度算定します。	3 単位/回	
介護職員等処遇改善加算	令和 8 年 6 月から訪問看護に新設された加算です。届出を行い、キャリアパス要件・職場環境等要件などの算定要件を満たす場合に算定します。	所定単位数の 1.8%	

08 介護保険の主な加算 - 初回・退院・看取り

加算項目	単位	金額	1 割	2 割	3 割	該当
初回加算(I)・退院当日等	350	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円	
初回加算(II)・通常の初回	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円	
退院時共同指導加算	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	
看護・介護職員連携強化加算・月	250	2,552 円	256 円	511 円	766 円	
長時間訪問看護加算・回	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円	
複数名訪問加算(I)・30 分未満	254	2,593 円	260 円	519 円	778 円	
複数名訪問加算(I)・30 分以上	402	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	
複数名訪問加算(II)・30 分未満	201	2,052 円	206 円	411 円	616 円	

加算項目	単位	金額	1 割	2 割	3 割	該当
複数名訪問加算(II)・30 分以上	317	3,236 円	324 円	648 円	971 円	
ターミナルケア加算・死亡月	2,500	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円	
遠隔死亡診断補助加算	150	1,531 円	154 円	307 円	460 円	

時間帯による加算

区分	対象となる時間帯	算定方法	該当
早朝	6:00-8:00	所定単位数に 25%加算	
夜間	18:00-22:00	所定単位数に 25%加算	
深夜	22:00-翌 6:00	所定単位数に 50%加算	

※初回加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は重複算定しません。初回加算と退院時共同指導加算の併算定制限、ターミナルケアの届出・実施要件など、各制度の条件に従います。介護職員等処遇改善加算は該当がある場合に所定単位数の 1.8%を加算します。

08 介護保険加算の内容・対象（1/1）

加算ごとの内容・対象・算定の目安です。実際の算定は、届出、利用者の同意、主治医の指示その他の必要な要件を満たす場合に限り
ます。

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
初回加算(Ⅰ)	病院等を退院した日に、主治医や関係者との連携に基づいて新たに訪問看護を開始し、所定の計画作成と支援を行う場合です。	350 単位	
初回加算(Ⅱ)	新しく訪問看護を利用する方、または一定期間サービスの利用がなかった方について、訪問看護計画を作成して支援を開始する場合です。	300 単位	
退院時共同指導加算	退院・退所に先立ち、病院等の医師や職員と訪問看護師が連携して、在宅療養に必要な注意点やケア方法を本人・家族へ説明する場合です。	600 単位	
看護・介護職員連携強化	たんの吸引等を担う介護職員に対し、訪問看護師が技術面の助言、同行確認、計画・報告の連携、緊急時対応の確認を行う場合です。	250 単位/月	
長時間訪問看護加算	特別な医療的管理が必要な方などに対し、主治医の指示と訪問看護計画に基づいて 90 分以上の訪問看護を実施する場合です。	300 単位/回	
複数名訪問(Ⅰ)30 分未満	利用者の状態や安全確保のため、複数の看護職員等が同時に訪問し、30 分未満の訪問看護を行う場合です。	254 単位/回	
複数名訪問(Ⅰ)30 分以上	医療処置の安全確保や身体介助などの必要性があり、複数の看護職員等が同時に 30 分以上の訪問看護を行う場合です。	402 単位/回	

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
複数名訪問(II)30分未満	看護職員と看護補助者などが同時に訪問し、必要な介助や安全確保を行いながら30分未満の訪問看護を提供する場合は、	201 単位/回	
複数名訪問(II)30分以上	看護職員と看護補助者などが協力し、利用者の状態に応じて30分以上の訪問看護と必要な補助を同時に行う場合は、	317 単位/回	
ターミナルケア加算	在宅で最期を迎える方に、本人・家族の希望と主治医の指示を踏まえ、症状緩和、意思決定支援、看取りのケアを行う場合は、	2,500 単位	
遠隔死亡診断補助加算	医師による情報通信機器を用いた死亡診断に際して、必要な研修を修了した看護師が現地で所定の診療補助を行う場合は、	150 単位	

09 介護保険の利用例・算定上の注意

※以下の例には、介護職員等処遇改善加算（1.8%）を含みません。届出・算定要件を満たす場合は別途加算されます。

月額イメージ - 要介護・30-60分の定期訪問

利用例	単位	全額	1割	2割	3割
週1回・月4回	3,292	33,611 円	3,362 円	6,723 円	10,084 円
週2回・月8回	6,584	67,222 円	6,723 円	13,445 円	20,167 円
週3回・月12回	9,876	100,833 円	10,084 円	20,167 円	30,250 円
月8回＋緊急時加算(II)	7,158	73,083 円	7,309 円	14,617 円	21,925 円
月8回＋緊急時(II)＋特別管理(II)	7,408	75,635 円	7,564 円	15,127 円	22,691 円

区分支給限度基準額・全額負担

- ・介護保険の居宅サービスには、要介護度・要支援度に応じた月ごとの支給限度基準額があります。
- ・支給限度を超えたサービス分や、保険給付対象外となる分は、原則として全額が利用者負担です。
- ・ケアプラン未作成、保険料の滞納による給付制限、資格喪失等がある場合は、負担割合や支払方法が変わることがあります。

減算・その他の取扱い

- ・同一建物の居住者への訪問は、建物の状況・利用者数等により所定の減算が適用されることがあります。
- ・理学療法士等の訪問は、週当たりの回数制限、1日に複数回訪問する場合の減算、体制に応じた減算等を適用します。
- ・高齢者虐待防止措置や業務継続計画に関する基準を満たさない場合は、法令上の減算が適用されることがあります。
- ・要支援・要介護認定、負担割合、住所、被保険者証、公費受給者証に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。

10 医療保険の基本料金 - 2026 年 6 月改定

医療保険による訪問看護は、訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、状態や体制に応じた加算等の合計に対し、保険証・資格確認書・公費受給者証の負担割合を適用します。

1. 訪問看護基本療養費(I) - 一般の居宅

訪問者・条件	全額	1割	2割	3割
看護師・週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円

訪問者・条件	全額	1 割	2 割	3 割
看護師・週 4 日目で降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師・週 3 日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
准看護師・週 4 日目で降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
理学療法士等・1 日	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
入院中の外泊時・基本療養費(III)	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

2. 同一建物の利用者に対する基本療養費(II) - 看護師等・准看護師等・リハ職

人数・月内日数	看護師等	准看護師等	PT・OT・ST	算定単位
同一日に2人	5,550円／6,550円	5,050円／6,050円	5,550円	週3日まで／週4日以降
同一日に3～9人	2,780円／3,280円	2,530円／3,030円	2,780円	週3日まで／週4日以降
10～19人・月20日目まで	2,760円	2,520円	2,760円	1日につき
10～19人・月21日目で以降	2,660円	2,420円	2,660円	1日につき
20～49人・月20日目まで	2,710円	2,470円	2,710円	1日につき
20～49人・月21日目で以降	2,610円	2,370円	2,610円	1日につき
50人以上・月20日目まで	2,610円	2,370円	2,610円	1日につき
50人以上・月21日目で以降	2,510円	2,270円	2,510円	1日につき

※PT・OT・STは同一料金です。医療保険の訪問看護基本療養費は看護職員の訪問と合わせて原則週3日までですが、所定の疾病等や特別訪問看護指示書等に該当する場合は例外があります。同一建物での訪問は30分以上を標準とし、20分未満は算定できません。実際の配置・提供が可能な場合に限りします。

11 精神科訪問看護の基本料金

精神科訪問看護は、精神科訪問看護指示書に基づき、対象となる看護師等が、精神症状の安定、服薬継続、生活リズムの調整、社会生活の維持等を支援するサービスです。

1. 精神科訪問看護基本療養費(I)

訪問者・条件	全額	1割	2割	3割
看護師等・週3日目まで・30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
看護師等・週3日目まで・30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
看護師等・週4日目で以降・30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
看護師等・週4日目で以降・30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師・週3日目まで・30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
准看護師・週3日目まで・30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
准看護師・週4日目で以降・30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
准看護師・週4日目で以降・30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

2. 精神科重症患者支援管理連携加算

区分	金額	1割負担	算定単位	該当
----	----	------	------	----

区分	金額	1 割負担	算定単位	該当
区分イ	8,400 円	840 円	月 1 回	
区分ロ	5,800 円	580 円	月 1 回	

対象と同意

重症患者支援管理連携加算は、主治医側が所定の精神科在宅患者支援管理料を算定し、当事業所も必要な届出・連携・支援計画等の条件を満たした場合に限ります。自立支援医療の適用時は受給者証の上限月額等を確認します。

12 医療保険の管理療養費・24 時間対応

1. 訪問看護管理療養費 - 当事業所の基本区分

区分	全額	1 割	2 割	3 割
月の初日・一般のステーション	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
月の 2 日目以降・単一建物 20 人未満	3,010 円	301 円	602 円	903 円
月の初日・機能強化型 1	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円
月の初日・機能強化型 2	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円
月の初日・機能強化型 3	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
月の初日・機能強化型 4	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円

単一建物居住利用者が 20-49 人の場合は月 15 日目まで 2,510 円、16-24 日目 2,310 円、25 日目以降 2,210 円です。50 人以上はそれぞれ 2,410 円、2,210 円、2,010 円です。

2. 訪問看護物価対応料（令和 8 年 6 月新設）

区分	全額	1 割	2 割	3 割
月の初日	60 円	6 円	12 円	18 円
月の 2 日目以降	20 円	2 円	4 円	6 円
包括型・物価対応料 2	20 円	2 円	4 円	6 円

3. 24 時間対応体制加算

届出区分	金額	1 割	2 割	3 割	該当
区分イ・看護業務の負担軽減の取組あり	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
区分ロ・上記以外	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	

※実際の算定は、地方厚生局への届出区分と利用者の事前同意に応じて、いずれか 1 区分のみです。届出前・同意前は算定しません。

4. 1 回の利用料金の例 - 看護師・週 3 日目まで

訪問回	計算	全額	1 割	2 割	3 割
その月の初回	5,550 + 7,710 + 60	13,320 円	1,332 円	2,664 円	3,996 円
2 回目以降	5,550 + 3,010 + 20	8,580 円	858 円	1,716 円	2,574 円

上記は訪問看護物価対応料を含みます。24 時間対応体制加算、特別管理加算、訪問看護ベースアップ評価料、公費負担、医療費の上限額等は含まない参考額です。機能強化型管理療養費は、当事業所が該当する届出を行った場合に限り別区分を適用します。

13 医療保険の主な加算・療養費

項目	全額	1 割	算定の目安	該当
緊急訪問看護加算・月 14 日目まで	2,650 円	265 円	1 日につき	
緊急訪問看護加算・月 15 日目以降	2,000 円	200 円	1 日につき	
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	原則週 1 日	
乳幼児加算・通常	1,400 円	140 円	1 日につき	
乳幼児加算・所定の対象者	1,800 円	180 円	1 日につき	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	1 日につき	
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	1 日につき	
難病等複数回訪問・1 日 2 回	4,500 円	450 円	1 日につき	
難病等複数回訪問・1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1 日につき	
複数名訪問・看護師等との同行	4,500 円	450 円	原則週 1 回	
複数名訪問・准看護師との同行	3,800 円	380 円	原則週 1 回	
特別管理加算・重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	月 1 回	
特別管理加算・その他	2,500 円	250 円	月 1 回	
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	退院等につき	
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	対象時	
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	退院日	
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	月 1 回	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円	月 2 回まで	
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	100 円	月 1 回	
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500 円	150 円	各要件による	
専門管理加算	2,500 円	250 円	月 1 回	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円	月 1 回	
訪問看護遠隔診療補助料	2,650 円	265 円	月 1 回・届出時	
包括型訪問看護療養費	5,960～15,510 円	596～1,551 円	届出建物・1 日につき	

※夜間・早朝、深夜、難病等複数回訪問、複数名訪問の金額は、同一建物内 1 人または 2 人の場合です。同一建物の利用者数や算定日数により金額は変動します。実施・届出・本人同意等の要件を満たすもののみ算定します。

13 医療保険・精神科加算の内容と対象（1/3）

加算ごとの内容・対象・算定の目安です。実際の算定は、届出、利用者の同意、主治医の指示その他の必要な要件を満たす場合に限り
ます。

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
緊急訪問・月 14 日目まで	予定していた訪問とは別に、利用者・家族からの求めを受けて、	2,650 円	

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
	病状変化等のために臨時緊急訪問看護を行う場合です。		
緊急訪問・月 15 日目以降	月内 15 日目以降に緊急訪問の要件に該当する訪問看護を行う場合です。通常の予定訪問だけでは算定できません。	2,000 円	
長時間訪問看護加算	人工呼吸器の使用や特別な管理などにより長時間のケアが必要な方へ、90 分を超える訪問看護を行う場合です。原則週 1 回です。	5,200 円	
乳幼児加算・通常	対象年齢の乳幼児に対し、年齢や発達段階に配慮した訪問看護を実施した場合に 1 日につき算定します。	1,400 円	
乳幼児加算・所定対象	医療的ケア等の条件を満たす乳幼児に対し、所定の要件に該当する訪問看護を行う場合です。	1,800 円	
夜間・早朝訪問看護加算	早朝 6:00-8:00 または夜間 18:00-22:00 に、利用者の状態と訪問看護計画に基づいて訪問を行う場合です。	2,100 円	
深夜訪問看護加算	22:00-翌 6:00 の深夜帯に、必要な訪問看護を行う場合です。	4,200 円	
難病等複数回・1 日 2 回	難病や特別管理が必要な状態など、複数回の訪問が医学的に必要な方へ 1 日に 2 回の訪問看護を提供する場合です。	4,500 円	
難病等複数回・1 日 3 回以上	頻回の観察や医療処置が必要な対象者に、主治医の指示のもと 1 日 3 回以上の訪問看護を行う場合です。	8,000 円	
複数名訪問・看護師等	利用者の状態や介助・処置の安全性から、看護師等が複数名で同時に訪問する必要がある、本人の同意を得ている場合です。	4,500 円	
複数名訪問・准看護師	複数名での支援が必要な利用者について、看護師等と准看護師が協力して同時に訪問看護を行う場合です。	3,800 円	

13 医療保険・精神科加算の内容と対象（2/3）

加算ごとの内容・対象・算定の目安です。実際の算定は、届出、利用者の同意、主治医の指示その他の必要な要件を満たす場合に限り
ます。

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
特別管理・重症度が高い方	気管カニューレ、留置カテーテルなど、重症度の高い状態に対して継続的な観察・医療処置・計画的な管理を行う場合です。	5,000 円/月	
特別管理・その他	在宅酸素、人工呼吸器、経管栄養、ストーマ、深い褥瘡など、定められた医療的管理を必要とする方を計画的に支援する場合です。	2,500 円/月	
退院時共同指導加算	病院や施設から自宅へ移る前に、訪問看護師が主治医や病院職員と連携し、本人・家族へ在宅療養の方法を説明する場合です。	8,000 円	
特別管理指導加算	退院後に特別な医療管理が必要な方に対し、退院時の共同指導の中で、医療処置・観察・家族の対応方法などを説明する場合です。	2,000 円	
退院支援指導加算	退院当日の訪問が必要な方について、自宅での生活を安全に始められるよう、療養環境や看護方法を確認・指導する場合です。	6,000 円	
項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
在宅患者連携指導加算	主治医、歯科、薬局等と本人の同意のもとで情報を共有し、その内容を踏まえて在宅療養上の具体的な助言を行う場合です。	3,000 円/月	
緊急時等カンファレンス	急な病状変化があったとき、主治医などの関係職種と話し合っ て治療・看護の方針を整理し、本人・家族へ説明する場合です。	2,000 円/回	
訪問看護医療情報連携	利用者の診療・看護に必要な情報を、所定の方法で医療機関等と連携し、訪問看護の提供に反映する場合です。	1,000 円/月	
訪問看護情報提供療養費 1	市町村などから依頼を受け、小児・難病等の利用者に必要な保健・福祉サービスのための情報を提供する場合です。	1,500 円/月	
訪問看護情報提供療養費 2	保育所や学校などからの依頼に応じ、入園・入学・転校等の際に、生活上必要な看護・医療情報を提供する場合です。	1,500 円/月	
訪問看護情報提供療養費 3	利用者が病院や施設へ入院・入所するとき、主治医等に対して在宅での病状、医療処置、看護内容を伝える場合です。	1,500 円/月	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	届出を行った事業所がオンライン資格確認により診療情報を取得・活用し、計画的な管理を行った場合に算定します。	50 円/月	
訪問看護遠隔診療補助料	緊急に診療が必要と主治医が判断し、届出済みの訪問看護ステーションの看護職員が居宅で情報通信機器を用いた診療を補助した場合に算定します。	2,650 円/月	
包括型訪問看護療養費	届出済みの建物に居住する所定の利用者へ、24 時間対応体制で頻回の訪問看護を行う場合の料金です。人数と 1 日の合計訪問時間により区分します。	20 人未満 7,010～15,510 円、20～49 人 6,310～15,200 円、50 人以上 5,960～14,890 円/日	

13 医療保険・精神科加算の内容と対象（3/3）

加算ごとの内容・対象・算定の目安です。実際の算定は、届出、利用者の同意、主治医の指示その他の必要な要件を満たす場合に限り
ます。

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
専門管理加算	専門的な研修を受けた看護師が、褥瘡や創傷、人工肛門等に関する高度な評価・助言を行い、必要な管理に関わる場合です。	2,500 円/月	
24 時間対応体制加算・イ	24 時間の連絡受付と緊急時の訪問体制を確保し、職員の業務負担軽減に関する区分イの届出要件を満たす場合です。	6,800 円/月	
24 時間対応体制加算・ロ	利用者の同意を得て 24 時間の連絡・緊急訪問体制を整え、地方厚生局へ区分ロを届け出ている場合です。	6,520 円/月	
精神科重症患者連携・イ	精神科の主治医と連携し、支援の必要性が高い利用者に対して共同の計画に沿った支援・情報共有を行う区分イです。	8,400 円/月	
精神科重症患者連携・ロ	精神科主治医との連携、支援計画、状態確認などについて区分ロ	5,800 円/月	

項目	内容・対象となる場合	料金・単位	該当
	の要件を満たす利用者に対して算定します。		
ターミナルケア療養費 1	自宅等で最期を迎える利用者に、本人・家族への説明と終末期の看護を行い、訪問日数など所定の要件を満たす場合です。	25,000 円	
ターミナルケア療養費 2	施設等での看取りに際し、施設側の介護体制との関係を踏まえ、所定の終末期支援を提供する場合です。	10,000 円	
ベースアップ評価料(I)	訪問看護職員等の賃金改善を進めるため、届出と所定の賃上げ要件を満たした事業所が算定する評価料です。	1,050 円/月	
ベースアップ評価料(II)	事業所の届出区分、対象職員、賃金改善計画等に応じて、法令上定められた区分・金額を適用する評価料です。	届出額/月	

14 看取り・処遇改善・保険外費用

1. 訪問看護ターミナルケア療養費 - 医療保険

区分	全額	1 割	2 割	3 割	該当
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

2. 訪問看護ベースアップ評価料

区分	内容・算定方法	該当
評価料(I)	1,050 円/月。継続した賃上げの所定要件を満たす場合は 1,830 円/月。	
評価料(II)	令和 8 年 6 月～令和 9 年 5 月は届出区分 1～18 に応じ 30～540 円/月。継続賃上げ要件を満たす区分は 40～1,040 円/月。	

※ベースアップ評価料は、地方厚生局への届出、要件適合、対象利用者への説明がある場合に限り算定します。

3. 交通費・休日利用料・保険外オプション

費用項目	内容	料金	該当
対応エリア内交通費・介護保険	周南市・防府市・下松市・光市への訪問。	無料	
地域外の交通費	周南・防府・下松・光の通常実施地域を超えた区間。	30 円/km	
対応エリア内交通費・医療保険	周南市・防府市・下松市・光市への訪問。	無料	
休日利用料	土曜・日曜・祝日等に行う事前合意済みの訪問。	1,000 円/回	
自費訪問	保険給付の対象とならない訪問看護。	訪問費用の 10 割	
外出支援・受診介助等	外出の付き添い、通院介助、その他の保険外支援。	5,000 円/時間	
死後の処置料	死亡後の身体の処置・整容など、ご家族の希望に基づくケア。	20,000 円/回	
水道・電気・ガス等	訪問看護に伴い利用者宅で使用する生活上の費用。	利用者負担	

※対応エリア内（周南市・防府市・下松市・光市）は、介護保険・医療保険とも交通費無料です。対応エリア外は、地域の境界から利用者宅までの超過距離 1km につき 30 円とします。休日利用料・自費サービス等は、対象・内容・金額を事前に説明し、同意を得た場合に限り請求します。保険給付との重複請求は行いません。

15 支払い・キャンセル・サービス提供の手順

1. 利用料金の請求と支払い

- ・利用料金は、1 か月分のサービス提供内容をまとめ、利用者負担額、公費負担、保険外費用を区分した明細書とともにご請求します。
- ・お支払いは、事業所がご案内する口座振替、振込その他合意した方法により、請求書記載の期日までにお願いします。
- ・受領後は領収書を発行します。医療費控除等に必要となる場合がありますので保管してください。
- ・高額療養費制度、高額介護サービス費、自立支援医療、生活保護、各種公費制度等は、対象・受給資格を確認したうえで適用します。

2. 訪問予定の変更・キャンセル

キャンセルの時期・状況	料金・取扱い	該当
利用予定日の2日前まで	無料	
利用予定日の前日まで	無料	
当日のキャンセル・訪問前	予定していた利用者負担額の100%相当額。負担割合0%の場合はサービス費用総額の10%相当額。	
当日、訪問後にキャンセル	1,000 円/回	
急変・入院等のやむを得ない事情	無料。状態と事情を確認のうえ調整します。	

※予定変更は分かり次第ご連絡ください。提供していない訪問看護は保険請求せず、上記のキャンセル料は事前に説明し同意をいただいた場合に適用します。

3. サービス開始までの流れ

順序	内容
1. 相談・申込み	ご本人・ご家族・主治医・医療機関・ケアマネジャー等からご相談いただきます。
2. 資格・指示の確認	保険資格、要介護・要支援認定、負担割合、必要な訪問看護指示書を確認します。
3. 重要事項の説明	サービス、料金、加算、緊急時対応、個人情報の取扱いを説明して同意を得ます。
4. 計画・契約	希望と状態を踏まえて訪問看護計画を作成し、ご説明したうえで契約します。
5. 訪問開始	計画に沿って訪問し、必要に応じて主治医・関係機関と情報共有します。

16 緊急時・安全管理・権利擁護・個人情報

1. 緊急時の対応

急な症状変化や事故が発生した場合は、主治医、ご家族、救急機関、ケアマネジャー等に連絡し、必要に応じて緊急訪問、受診調整、救急要請を行います。緊急性が高い場合は 119 番通報を優先します。

主治医・医療機関	医療機関名：	主治医名：
医療機関連絡先	電話：	
緊急連絡先	氏名：	続柄： 電話：

2. 虐待防止・身体拘束の適正化

虐待防止責任者は管理者の松田まいかとします。虐待防止の指針整備、職員研修、相談体制を確保し、虐待が疑われる場合は速やかに市町村等へ連絡します。身体拘束は原則として行わず、切迫性・非代替性・一時性を満たすやむを得ない場合のみ、説明・記録・見直しを行います。

3. 事故・感染症・災害への対応

事故発生時は必要な医療対応と関係者への連絡を行い、経過を記録して再発防止に取り組みます。事業者の責任による損害は適切に補償します。標準予防策、手指衛生、感染対策、職員の健康管理を徹底し、感染症・災害時は業務継続計画に基づき対応します。

業務上知り得た利用者・ご家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。主治医、ケアマネジャー、医療・福祉関係者との情報共有は、必要な範囲で本人・家族の同意を得て行います。記録は関係法令・条例に従って適切に保存し、閲覧・訂正等のご希望には所定の手続で対応します。

利用者等の金銭・預金通帳・印鑑等の預かり、金銭や贈答品の受領、同居家族への無関係なサービス、利用者宅での飲酒・喫煙、宗教・政治・営業目的の勧誘、その他ハラスメントや迷惑行為は行いません。職員は身分証を携行し、求めに応じて提示します。

1. 事業所の相談窓口

担当者	管理者 松田 まいか
電話・FAX	0834-34-1348 (FAX 兼用)
受付時間	月曜日-金曜日 8:30-17:30 (緊急時は契約内容に応じて対応)

相談先	担当・所在地	電話番号
周南市	高齢者支援課 介護給付・保険料担当 周南市岐山通 1 丁目 1 番地	0834-22-8467
防府市	高齢福祉課 給付係 防府市寿町 7 番 1 号	0835-25-2128
下松市	高齢福祉課 介護保険係 下松市大手町 3 丁目 3 番 3 号	0833-45-1831
光市	高齢者支援課 介護保険係 光市光井 2 丁目 2 番 1 号	0833-74-3003
山口県国保連合会	介護サービス苦情相談専用 山口市朝田 1980 番地の 7	083-995-1010
医療安全支援センター	周南健康福祉センター 平日 9:00-12:00・13:00-16:00	0834-33-6422

私は、訪問看護サービスの利用にあたり、本書に記載された事業所の概要、サービス内容、利用料金、加算、緊急時対応、個人情報の取扱い、相談・苦情窓口等について説明を受け、内容を確認しました。

説明日	令和 年 月 日
説明者	訪問看護ステーション あかり 氏名：
利用者	住所：
	氏名：
代理人・家族	住所：
	氏名： 続柄：

参照：厚生労働省「令和８年度介護報酬改定について」「指定居宅サービス・指定介護予防サービスの費用算定基準」「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」、山口県および各市・山口県国保連合会公表情報。